

令和7年度 町民税・県民税申告書

猪 名 川 町 長 様
年 月 日提出

令和7年度 町民税 県民税 申告の手引き

町・県民税の申告及び納税につきまして、日ごろよりご協力いただき厚くお礼申しあげます。
この申告書は、あなたの町民税・県民税を正しく算出する資料となるほか、課税（非課税）証明書の発行、国民健康保険等の賦課、国民年金の免除にかかる審査などの資料となります。

ご 注 意

※この手引きは、令和7年度町・県民税の申告をするにあたり、令和7年1月1日現在の税法に従って、必要な所得や税額の計算に関する一般的な事項について説明しています。
※令和7年度の町・県民税は、令和7年1月1日現在居住している市町村に、前年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の1年間に生じた所得等を申告していただき、これを基にして税額が計算されます。
※申告の必要な人が申告されない場合は、社会保険料、生命保険料、医療費などの諸控除が受けられず、また町・県民税の証明書（課税証明・所得証明等）が発行できない場合もありますのでご注意ください。
※税務署に所得税の確定申告書を提出される人は、町・県民税の申告書を提出する必要はありません。

申告をしなければならない人

1. 令和7年1月1日現在、猪名川町に住所のある人で下記に該当する人
①令和6年中に営業・農業・その他の事業・不動産などの所得のあった人
②給与所得者は通常申告する必要はありませんが、次の事項に該当する人は申告が必要です。
（ア）日給（パート・アルバイト含む）、家事手伝い、勤務先の倒産、その他の理由で勤務先などから猪名川町に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されない人
（イ）令和6年中に中途退職し、令和7年1月1日現在、他に就職していない人
（ウ）給与所得のほかに、不動産、配当、年金、業務、その他の雑所得などのあった人
（エ）雑損控除、医療費控除などを受けようとする人
③年金・恩給などの公的年金の受給者で、次に該当する人
（ア）公的年金等の所得のほかに、給与、配当、不動産などの所得のあった人
（イ）各種控除（扶養・社会保険・医療費控除等）を受けようとする人
※公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の提出が不要な人であっても控除を受けるためには町・県民税の申告が必要です。
2. 令和7年1月1日現在猪名川町内に住所のない人で、町内に事務所・事業所または家屋敷を有する人

申告に必要なもの

- ◆申告書 ◆令和6年中の所得等の証明書（源泉徴収票・事業主の支払証明書・その他帳簿類） ◆本人確認書類
◆各種控除に必要な証明書（添付または提示がないと控除が認められません）
○医療費：医療費控除の明細書（あらかじめ人ごと・病院ごとに支払金額を分けて計算しておいてください。また、介護等に伴う医療費控除を申告される場合は、該当の領収書の提示をお願いすることがあります）
○社会保険料：国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの領収書、国民年金保険料控除証明書など
○生命保険料・地震保険料：控除証明書、支払証明書
○障害者：障害の等級などがわかる各種手帳または認定書等
○寄附金：寄附金の受領証、証明書または認定証の写し

申告しなくてもいい人

申告書を受け取られた人で令和6年中に収入がなかった人は、この申告書を提出していただく必要はありません。
※ただし次のような場合は収入がなくても、申告書裏面⑩「前年中に収入がなかった人の記入欄」に記入のうえ提出してください。
①町・県民税の課税（所得）証明書が必要な人。（融資、奨学金、健康保険の扶養確認、児童扶養手当の申請、公営住宅の入居等に必要）
②国民健康保険に加入されている人。国民年金の減免申請をされている人。後期高齢者医療制度に加入されている人。
※その他、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください。

所得金額欄(令和6年1月から令和6年12月までの所得)	
営業等	販売業、製造業、卸売業、飲食業、建設業、サービス業、医師、税理士、外交員、茶・花などの師匠、大工など農業以外の事業所得
農業	農作物の生産、果樹の栽培、養蚕、家畜の飼育などから生じる所得
不動産	家賃、貸間代、地代、権利金、更新料、貸ガレージなどによる所得
利子	公社債や預貯金の利子、貸付信託や公社債投資信託の収益の分配に係る所得（源泉分離課税の対象とならないもの）
配当	法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配にかかる所得。上場株式は原則申告不要ですが申告をすることもできます。また非上場株式については少額配当も含めて申告が必要です。
給料	給料、俸給、賃金、歳費、賞与などの所得。収入金額（手取りではない額）を申告書表面⑬欄に記入してください。源泉徴収票のない人は申告書裏面②欄で計算し、年収を出してください。
年金等	厚生年金などの公的年金及び恩給（一時恩給を除く）等の所得。申告書表面⑮欄に公的年金等控除前の金額を記入してください。所得金額は「公的年金等に係る雑所得の算出方法」で計算します。
業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達、シルバー人材センターなどの副収入による所得
その他	郵便年金、生命保険年金、非営業貸金の利子など他の所得に当てはまらない所得
総合課税の譲渡一時	車両、機械、船舶、著作権、漁業権、特許権など資産の譲渡による所得。法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金などの一時的な所得。 （資産の保有期間が5年以内：「短期譲渡」、5年を超える場合：「長期譲渡」）

[注意] ※遺族年金、障害年金、雇用保険等の非課税所得のみの場合は、所得金額欄には記入せずに、申告書裏面⑩に記入してください。

申告書の提出・問い合わせ先

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1
猪名川町役場(1階) 税務課 TEL 代表：072(766)0001 直通：072(766)8702

※「営業等」のあった人「所得のなかった人」は裏面にも記入してください。添付書類は裏面に貼ってください。

種類・種目	①収入金額(円)	②必要経費(円)	③専従者控除額(円)	所得金額(①-②-③)(円)
営業等	①			②
農業	③			④
不動産	⑦			⑧
□利子・□配当	⑨□ ⑪□			⑩□ ⑫□
給与	⑬	⑭		⑮
公的年金等	⑮収入金額 2,100,000			⑯所得金額 1,000,000
業務	⑰	⑱必要経費		⑲
その他	⑳	㉑必要経費		㉒
雑所得の計				㉓
総合課税の譲渡	短期		㉔	㉕
長期			㉖	㉗
一時			㉘	㉙
譲渡一時の合計			㉚	㉛
合計	②+④+⑧+⑩+⑬+⑰+⑲+㉓			㉜
雑損控除	①損害金額	②補填される金額	③災害関連支出額	④
医療費控除	⑤医療費	⑥セルフメディケーション	⑦	⑧
所得から差し引かれる金額	⑨支払医療費等	⑩補填される金額	⑪差引金額	⑫
控除	⑬	⑭	⑮	⑯
所得から差し引かれる金額	⑰	⑱	⑲	⑳
所得から差し引かれる金額	㉑	㉒	㉓	㉔
所得から差し引かれる金額	㉕	㉖	㉗	㉘
所得から差し引かれる金額	㉙	㉚	㉛	㉜
所得から差し引かれる金額	㉝	㉞	㉟	㊱
所得から差し引かれる金額	㊲	㊳	㊴	㊵
所得から差し引かれる金額	㊶	㊷	㊸	㊹
所得から差し引かれる金額	㊺	㊻	㊼	㊽
所得から差し引かれる金額	㊾	㊿	㋀	㋁
所得から差し引かれる金額	㋂	㋃	㋄	㋅
所得から差し引かれる金額	㋆	㋇	㋈	㋉
所得から差し引かれる金額	㋊	㋋	㋌	㋍
所得から差し引かれる金額	㋎	㋏	㋐	㋑
所得から差し引かれる金額	㋒	㋓	㋔	㋕
所得から差し引かれる金額	㋖	㋗	㋘	㋙
所得から差し引かれる金額	㋚	㋛	㋜	㋝
所得から差し引かれる金額	㋞	㋟	㋠	㋡
所得から差し引かれる金額	㋢	㋣	㋤	㋥
所得から差し引かれる金額	㋦	㋧	㋨	㋩
所得から差し引かれる金額	㋪	㋫	㋬	㋭
所得から差し引かれる金額	㋮	㋯	㋰	㋱
所得から差し引かれる金額	㋲	㋳	㋴	㋵
所得から差し引かれる金額	㋶	㋷	㋸	㋹
所得から差し引かれる金額	㋺	㋻	㋼	㋽
所得から差し引かれる金額	㋾	㋿	㌀	㌁
所得から差し引かれる金額	㌂	㌃	㌄	㌅
所得から差し引かれる金額	㌆	㌇	㌈	㌉
所得から差し引かれる金額	㌊	㌋	㌌	㌍
所得から差し引かれる金額	㌎	㌏	㌐	㌑
所得から差し引かれる金額	㌒	㌓	㌔	㌕
所得から差し引かれる金額	㌖	㌗	㌘	㌙
所得から差し引かれる金額	㌚	㌛	㌜	㌝
所得から差し引かれる金額	㌞	㌟	㌠	㌡
所得から差し引かれる金額	㌢	㌣	㌤	㌥
所得から差し引かれる金額	㌦	㌧	㌨	㌩
所得から差し引かれる金額	㌪	㌫	㌬	㌭
所得から差し引かれる金額	㌮	㌯	㌰	㌱
所得から差し引かれる金額	㌲	㌳	㌴	㌵
所得から差し引かれる金額	㌶	㌷	㌸	㌹
所得から差し引かれる金額	㌺	㌻	㌼	㌽
所得から差し引かれる金額	㌾	㌿	㍀	㍁
所得から差し引かれる金額	㍂	㍃	㍄	㍅
所得から差し引かれる金額	㍆	㍇	㍈	㍉
所得から差し引かれる金額	㍊	㍋	㍌	㍍
所得から差し引かれる金額	㍎	㍏	㍐	㍑
所得から差し引かれる金額	㍒	㍓	㍔	㍕
所得から差し引かれる金額	㍖	㍗	㍘	㍙
所得から差し引かれる金額	㍚	㍛	㍜	㍝
所得から差し引かれる金額	㍞	㍟	㍠	㍡
所得から差し引かれる金額	㍢	㍣	㍤	㍥
所得から差し引かれる金額	㍦	㍧	㍨	㍩
所得から差し引かれる金額	㍪	㍫	㍬	㍭
所得から差し引かれる金額	㍮	㍯	㍰	㍱
所得から差し引かれる金額	㍲	㍳	㍴	㍵
所得から差し引かれる金額	㍶	㍷	㍸	㍹
所得から差し引かれる金額	㍺	㍻	㍼	㍽
所得から差し引かれる金額	㍾	㍿	㎀	㎁
所得から差し引かれる金額	㎂	㎃	㎄	㎅
所得から差し引かれる金額	㎆	㎇	㎈	㎉
所得から差し引かれる金額	㎊	㎋	㎌	㎍
所得から差し引かれる金額	㎎	㎏	㎐	㎑
所得から差し引かれる金額	㎒	㎓	㎔	㎕
所得から差し引かれる金額	㎖	㎗	㎘	㎙
所得から差し引かれる金額	㎚	㎛	㎜	㎝
所得から差し引かれる金額	㎞	㎟	㎠	㎡
所得から差し引かれる金額	㎢	㎣	㎤	㎥
所得から差し引かれる金額	㎦	㎧	㎨	㎩
所得から差し引かれる金額	㎪	㎫	㎬	㎭
所得から差し引かれる金額	㎮	㎯	㎰	㎱
所得から差し引かれる金額	㎲	㎳	㎴	㎵
所得から差し引かれる金額	㎶	㎷	㎸	㎹
所得から差し引かれる金額	㎺	㎻	㎼	㎽
所得から差し引かれる金額	㎾	㎿	㏀	㏁
所得から差し引かれる金額	㏂	㏃	㏄	㏅
所得から差し引かれる金額	㏆	㏇	㏈	㏉
所得から差し引かれる金額	㏊	㏋	㏌	㏍
所得から差し引かれる金額	㏎	㏏	㏐	㏑
所得から差し引かれる金額	㏒	㏓	㏔	㏕
所得から差し引かれる金額	㏖	㏗	㏘	㏙
所得から差し引かれる金額	㏚	㏛	㏜	㏝
所得から差し引かれる金額	㏞	㏟	㏠	㏡
所得から差し引かれる金額	㏢	㏣	㏤	㏥
所得から差し引かれる金額	㏦	㏧	㏨	㏩
所得から差し引かれる金額	㏪	㏫	㏬	㏭
所得から差し引かれる金額	㏮	㏯	㏰	㏱
所得から差し引かれる金額	㏲	㏳	㏴	㏵
所得から差し引かれる金額	㏶	㏷	㏸	㏹
所得から差し引かれる金額	㏺	㏻	㏼	㏽
所得から差し引かれる金額	㏾	㏿	㐀	㐁
所得から差し引かれる金額	㐂	㐃	㐄	㐅
所得から差し引かれる金額	㐆	㐇	㐈	㐉
所得から差し引かれる金額	㐊	㐋	㐌	㐍
所得から差し引かれる金額	㐎	㐏	㐐	㐑
所得から差し引かれる金額	㐒	㐓	㐔	㐕
所得から差し引かれる金額	㐖	㐗	㐘	㐙
所得から差し引かれる金額	㐚	㐛	㐜	㐝
所得から差し引かれる金額	㐞	㐟	㐠	㐡
所得から差し引かれる金額	㐢	㐣	㐤	㐥
所得から差し引かれる金額	㐦	㐧	㐨	㐩
所得から差し引かれる金額	㐪	㐫	㐬	㐭
所得から差し引かれる金額	㐮	㐯	㐰	㐱
所得から差し引かれる金額	㐲	㐳	㐴	㐵
所得から差し引かれる金額	㐶	㐷	㐸	㐹
所得から差し引かれる金額	㐺	㐻	㐼	㐽
所得から差し引かれる金額	㐾	㐿	㑀	㑁
所得から差し引かれる金額	㑂	㑃	㑄	㑅
所得から差し引かれる金額	㑆	㑇	㑈	㑉
所得から差し引かれる金額	㑊	㑋	㑌	㑍
所得から差し引かれる金額	㑎	㑏	㑐	㑑
所得から差し引かれる金額	㑒	㑓	㑔	㑕
所得から差し引かれる金額	㑖	㑗	㑘	㑙
所得から差し引かれる金額	㑚	㑛	㑜	㑝
所得から差し引かれる金額	㑞	㑟	㑠	㑡
所得から差し引かれる金額	㑢	㑣	㑤	㑥
所得から差し引かれる金額	㑦	㑧	㑨	㑩
所得から差し引かれる金額	㑪	㑫	㑬	㑭
所得から差し引かれる金額	㑮	㑯	㑰	㑱
所得から差し引かれる金額	㑲	㑳	㑴	㑵
所得から差し引かれる金額	㑶	㑷	㑸	㑹
所得から差し引かれる金額	㑺	㑻	㑼	㑽
所得から差し引かれる金額	㑾	㑿	㒀	㒁
所得から差し引かれる金額	㒂	㒃	㒄	㒅
所得から差し引かれる金額	㒆	㒇	㒈	㒉
所得から差し引かれる金額	㒊	㒋	㒌	㒍
所得から差し引かれる金額	㒎	㒏	㒐	㒑
所得から差し引かれる金額	㒒	㒓	㒔	㒕
所得から差し引かれる金額	㒖	㒗	㒘	㒙
所得から差し引かれる金額	㒚	㒛	㒜	㒝
所得から差し引かれる金額	㒞	㒟	㒠	㒡
所得から差し引かれる金額	㒢	㒣	㒤	㒥
所得から差し引かれる金額	㒦	㒧	㒨	㒩
所得から差し引かれる金額	㒪	㒫	㒬	㒭
所得から差し引かれる金額	㒮	㒯	㒰	㒱
所得から差し引かれる金額	㒲	㒳	㒴	㒵
所得から差し引かれる金額	㒶	㒷	㒸	㒹
所得から差し引かれる金額	㒺	㒻	㒼	㒽
所得から差し引かれる金額	㒾	㒿	㓀	㓁
所得から差し引かれる金額	㓂	㓃	㓄	㓅
所得から差し引かれる金額	㓆	㓇	㓈	㓉
所得から差し引かれる金額	㓊	㓋	㓌	㓍
所得から差し引かれる金額	㓎	㓏	㓐	㓑
所得から差し引かれる金額	㓒	㓓	㓔	㓕
所得から差し引かれる金額	㓖	㓗	㓘	㓙
所得から差し引かれる金額	㓚	㓛	㓜	㓝
所得から差し引かれる金額	㓞	㓟	㓠	㓡
所得から差し引かれる金額	㓢	㓣	㓤	㓥
所得から差し引かれる金額	㓦	㓧	㓨	㓩
所得から差し引かれる金額	㓪	㓫	㓬	㓭
所得から差し引かれる金額	㓮	㓯	㓰	㓱
所得から差し引かれる金額	㓲	㓳	㓴	㓵
所得から差し引かれる金額	㓶	㓷	㓸	㓹
所得から差し引かれる金額	㓺	㓻	㓼	㓽
所得から差し引かれる金額	㓾	㓿	㔀	㔁
所得から差し引かれる金額	㔂	㔃	㔄	㔅
所得から差し引かれる金額	㔆	㔇	㔈	㔉
所得から差し引かれる金額	㔊	㔋	㔌	㔍
所得から差し引かれる金額	㔎	㔏	㔐	㔑
所得から差し引かれる金額	㔒	㔓	㔔	㔕
所得から差し引かれる金額	㔖	㔗	㔘	㔙
所得から差し引かれる金額	㔚	㔛	㔜	㔝
所得から差し引かれる金額	㔞	㔟	㔠	㔡
所得から差し引かれる金額	㔢	㔣	㔤	㔥
所得から差し引かれる金額	㔦	㔧	㔨	㔩
所得から差し引かれる金額	㔪	㔫	㔬	㔭
所得から差し引かれる金額	㔮	㔯	㔰	㔱
所得から差し引かれる金額	㔲	㔳	㔴	㔵
所得から差し引かれる金額	㔶	㔷	㔸	㔹
所得から差し引かれる金額	㔺	㔻	㔼	㔽
所得から差し引かれる金額	㔾	㔿	㕀	㕁
所得から差し引かれる金額	㕂	㕃	㕄	㕅
所得から差し引かれる金額	㕆	㕇	㕈	㕉
所得から差し引かれる金額	㕊	㕋	㕌	㕍
所得から差し引かれる金額	㕎	㕏	㕐	㕑
所得から差し引かれる金額	㕒	㕓	㕔	㕕
所得から差し引かれる金額	㕖	㕗	㕘	㕙
所得から差し引かれる金額	㕚	㕛	㕜	㕝
所得から差し引かれる金額	㕞	㕟	㕠	㕡
所得から差し引かれる金額	㕢	㕣	㕤	㕥
所得から差し引かれる金額	㕦	㕧	㕨	㕩
所得から差し引かれる金額	㕪	㕫	㕬	㕭
所得から差し引かれる金額	㕮	㕯	㕰	㕱
所得から差し引かれる金額	㕲	㕳	㕴	㕵
所得から差し引かれる金額	㕶	㕷	㕸	㕹
所得から差し引かれる金額	㕺	㕻	㕼	㕽
所得から差し引かれる金額	㕾	㕿	㖀	㖁
所得から差し引かれる金額	㖂	㖃	㖄	㖅
所得から差し引かれる金額	㖆	㖇	㖈	㖉
所得から差し引かれる金額	㖊	㖋	㖌	㖍
所得から差し引かれる金額	㖎	㖏	㖐	㖑
所得から差し引かれる金額	㖒	㖓	㖔	㖕
所得から差し引かれる金額	㖖	㖗	㖘	㖙
所得から差し引かれる金額	㖚	㖛	㖜	㖝
所得から差し引かれる金額	㖞	㖟	㖠	㖡
所得から差し引かれる金額	㖢	㖣	㖤	㖥

◆給与所得額・公的年金等に係る雑所得・各種控除額などの計算方法◆

◎給与所得の算出方法

給与収入金額	給与所得
55万1千円未満	0円
55万1千円以上161万9千円未満	収入金額－55万円
161万9千円以上162万円未満	106万9千円
162万円以上162万2千円未満	107万円
162万2千円以上162万4千円未満	107万2千円
162万4千円以上162万8千円未満	107万4千円
162万8千円以上180万円未満	※A×2.4＋10万円
180万円以上360万円未満	※A×2.8－8万円
360万円以上660万円未満	※A×3.2－44万円
660万円以上850万円未満	収入金額×90％－110万円
850万円以上	収入金額－195万円
※収入金額÷4＝A（千円未満切捨て）	

◎公的年金等に係る雑所得の算出方法

受給者の年齢	公的年金収入金額 (A)	公的年金等雑所得の金額 (公的年金所得以外の合計所得 1,000万円以下の場合)
65歳以上（昭和35年1月1日以前に生まれた人）	330万円未満	(A)－110万円
	410万円未満	(A)×75％－27万5千円
	770万円未満	(A)×85％－68万5千円
	1,000万円未満	(A)×95％－145万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円
65歳未満（昭和35年1月2日以降に生まれた人）	130万円未満	(A)－60万円
	410万円未満	(A)×75％－27万5千円
	770万円未満	(A)×85％－68万5千円
	1,000万円未満	(A)×95％－145万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は、お問い合わせください。
※公的年金等の受給者の年齢が65歳未満であるかどうかの判定は、令和6年12月31日（その人が年の途中で死亡し、または出国する場合には、その死亡または出国の時）の現況によります。

◎配偶者（特別）控除額の一覧

配偶者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)			納税義務者の合計所得金額（給与所得のみの場合の収入金額）			扶養・非扶養ライン
			0～900万円以下 (1,095万以下)	900万円超～950万円以下 (1,095万超～1,145万以下)	950万円超～1,000万円以下 (1,145万超～1,195万以下)	
配偶者 控 除	0円～48万円 (0円～103万円)	70歳未満（控除対象配偶者）	33万円	22万円	11万円	扶 養
		70歳以上（老人控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超～95万円以下 (103万円超～150万円以下)		33万円	22万円	11万円	非扶養
	95万円超～100万円以下 (150万円超～155万円以下)		33万円	22万円	11万円	
	100万円超～105万円以下 (155万円超～160万円以下)		31万円	21万円	11万円	
	105万円超～110万円以下 (160万円超～166万8千円未満)		26万円	18万円	9万円	
	110万円超～115万円以下 (166万8千円以上～175万2千円未満)		21万円	14万円	7万円	
	115万円超～120万円以下 (175万2千円以上～183万2千円未満)		16万円	11万円	6万円	
	120万円超～125万円以下 (183万2千円以上～190万4千円未満)		11万円	8万円	4万円	
	125万円超～130万円以下 (190万4千円以上～197万2千円未満)		6万円	4万円	2万円	
	130万円超～133万円以下 (197万2千円以上～201万6千円未満)		3万円	2万円	1万円	
	133万円超（201万6千円以上）		－	－	－	

（注）配偶者が他の者の扶養親族または事業専従者である場合は、配偶者（特別）控除は適用できません。
（注）納税者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者で、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、控除額はありますが、障害者控除の対象となる配偶者の場合は扶養障害者控除が適用できます。

◎所得金額調整控除

①給与収入が850万円を超え、かつ、以下の3条件のいずれかに該当		②給与所得と公的年金等雑所得の両方があり、双方の所得金額の合計額が10万円を超える方	
・本人が特別障害者に該当する ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する			
給与等の収入金額 (税込)	（最高1,000万円）	円	A
A－850万円		円	B
所得金額調整控除額 (B×0.1)		円	C
差引金額 (給与所得金額－C)		円	D

給与所得金額※	（最高10万円）	円	E
公的年金等の雑所得金額	（最高10万円）	円	F
所得金額調整控除額 (E＋F)－10万円		円	G
差引金額	Dに金額あり (D－G)	円	H
	上記以外 給与所得－G	円	

※①の控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額

◎税額控除

調 整 控 除	平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と町・県民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため設けられました。合計所得2,500万円を超える方は適用外となります。
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	所得税で住宅ローン控除を受けている人（平成27年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人に限る）で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除を町・県民税から控除します。
配 当 控 除	株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に配当の種類に応じた率を乗じた金額が税額から控除されます。
配 当 割 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除	上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、配当割や株式等譲渡所得割を課された人が、その所得を申告する（確定申告を含む）場合には、課された配当割額や株式等譲渡所得割額を算出された所得割額から控除します。
寄 附 金 控 除	都道府県、市町村もしくは特別区、または兵庫県共同募金会若しくは日本赤十字兵庫県支部、兵庫県が条例で指定した団体（県民税のみ）、町が条例で指定した団体（町民税のみ）に対する寄附を行った場合。 ○控除対象額：寄附金の合計額（総所得金額等の30％を限度）－2,000円 （税額控除の計算式） ①基本控除額と②特例控除額の合計額を税額控除 ①（都道府県、市町村、特別区、兵庫県共同募金会、日本赤十字兵庫県支部、県・町条例指定団体に対する寄附金－2,000円）×10％ ②（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金－2,000円）×（90％－（所得税の限界税率×1.021））※個人住民税所得割額の20％を限度

◎町・県民税が課税されない人

① 均等割も所得割もかからない人 ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（未婚含む）で前年中の合計所得金額が135万円以下の人（給与所得者の年収に直すと204万4千円未満の人）	
② 均等割がかからない人：前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人 ア 同一生計配偶者または、扶養親族を有する場合 28万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋26万8千円 イ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 38万円	
③ 所得割がかからない人：前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人 ア 同一生計配偶者または、扶養親族を有する場合 35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42万円 イ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 45万円 ※ 同一生計配偶者とは、前年中の合計所得が48万円以下の配偶者のことです。	

◎所得から差し引かれる金額欄

雑 損 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難、横領等に遭い住宅、家財、現金などに損害を受けた場合。災害関連支出額とは、災害により損壊した住宅や家財などの取り壊し、除去、被災後1年以内に行った現状回復のための費用等、やむを得ない支出をいいます。 ①損失の金額のうちに災害関連支出の金額がないか、それが5万円以下の場合はaの金額。 ②損失の金額がすべて災害関連支出の金額か、それが5万円を超える場合はaまたはbのいずれか多い金額。 （A）損害金額＋B災害関連支出－C損害保険金等で補てんされる金額－（総所得金額等×10％）……a （B）災害関連支出の金額－5万円……b		
医療費控除	納税者が、自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合。（その年の1月1日から12月31日まで）（支払った医療費の総額－保険金等で補填される金額）－（総所得金額×5％または10万円のいずれか少ない金額）最高限度額は200万円 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 検診等一定の取組を行っている個人が、スイッチOTC医療品を購入した場合。 医療品の購入費（保険金等で補填される金額を除く）－12,000円 最高限度額は8万8千円、通常の医療費控除との選択制		
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険等を支払った場合。控除額は支払額の全額。ただし、親族負担の社会保険料のうち、本人の口座振替または年金天引きとなっている保険料等についてはあなたの申告に含めることはできません。		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金または確定拠出年金法に基づく個人・企業年金加入者掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。控除額は支払額の全額。		
生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族を保険金の受取人とする一般生命保険料、または個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合。合計適用限度額は70,000円。 ※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。		
	支払った保険料の区分		支払った保険料の金額
	④平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約） 支払った保険料が、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の場合 （適用限度額：各28,000円）	新契約	12,000円以下
			12,001円～32,000円
			32,001円～56,000円
	⑤平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約） 支払った保険料が、一般生命保険料、個人年金保険料の場合 （適用限度額：各35,000円）	旧契約	56,001円以上
			15,000円以下
			15,001円～40,000円
⑥新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 （適用限度額：28,000円）		40,001円～70,000円	
		70,001円以上	
		35,000円	
新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 （⑥と⑦を比較して、⑥の方が大きい場合は⑥を適用）			
地震保険料控除	居住用家屋または、生活に通常必要な家財を保険の目的とする地震保険契約等、または人の身体の障害あるいは入院により医療費（医療費控除の対象となるもの）を支払ったことに起因して保険金や共済金が支払われる傷害保険契約等に基づいて保険料や掛金を支払った場合。※ただし、経過措置の適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、旧長期損害保険料か地震保険料のいずれか一方を選択のうえ適用します。合計適用限度額は25,000円。 ※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。		
	支払った保険料の区分		支払った保険料の金額
	④支払った保険料が地震保険料だけの場合 （適用限度額：25,000円）		地震保険料控除額
			支払金額
	⑤支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合		支払金額×1/2
			5,000円以下
	⑥支払った保険料が④と⑤の両方である場合 （適用限度額：25,000円）		全額
5,001円～15,000円			
15,001円以上			
10,000円			
それぞれ上記④及び⑤により求めた金額の合計額が控除額となる			
（注） ・地震保険契約…居住用家屋または生活用動産を保険の目的とした地震保険契約 ・旧長期損害保険契約…平成18年12月31日までに締結された損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のもの			

◎人的控除の種類

種 類	要 件 等		控 除 額	
配偶者控除 (内縁関係は除く)	合計所得金額が1,000万円以下で、かつ合計所得金額が48万円以下の配偶者を有する人(注1)。控除額については2頁の「配偶者（特別）控除額の一覧」をご覧ください。			
配 偶 者 特 別 控 除	合計所得金額が1,000万円以下で、かつ合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の配偶者を有する人(注1)。控除額については2頁の「配偶者（特別）控除額の一覧」をご覧ください。			
扶 養 控 除 (注1) (注6)	16歳以上19歳未満（平成18年1月2日から平成21年1月1日以前に生まれた人）	合計所得金額 が、48万円以 下の被扶養者 に限りです。	一般扶養控除	33万円
	19歳以上23歳未満（平成14年1月2日から平成18年1月1日以前に生まれた人）		特定扶養控除	45万円
	23歳以上70歳未満（昭和30年1月2日から平成14年1月1日以前に生まれた人）		一般（成年）扶養控除	33万円
			老人扶養控除（同居老親等以外）	38万円
	70歳以上（昭和30年1月1日以前に生まれた人）		老人扶養控除（同居老親等）	45万円
障害者控除 (注5)	身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上の人で介護保険において要介護1以上の認定を受けられている場合（注2）は、申請により適用が受けられます。	普通障害	26万円	
		特別障害（注3）	30万円	
		同居特別障害（注4）	53万円	
ひとり親除	次のすべてに該当する人 ①合計所得金額が500万円以下、②生計を一にしており、かつ総所得金額等が48万円以下である子がいる、③現に婚姻していない（婚姻歴の有無は問いませんが、住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」またはこれらと同様の記載ある場合は対象外）		30万円	
寡 婦 控 除	【上記の「ひとり親控除」が適用される人には寡婦控除は適用されません】 （現に婚姻していない合計所得金額が500万円以下である人のうち、次のいずれかに該当する人） ①夫と死別している、②夫と離別していて、かつ扶養親族がいる。 ※住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」またはこれらと同様の記載ある場合は対象外		26万円	
勤 労 学 生 控	学校教育法等で規定する学校の生徒で、令和6年中の合計所得金額が75万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下の人		26万円	
基 礎 控 除	合計所得金額が2,500万円以下の人	合計所得金額	2,400万円以下	43万円
			2,400万円超～2,450万円以下	29万円
			2,450万円超～2,500万円以下	15万円
			2,500万円超	-

（注1）配偶者控除、扶養控除の対象となる配偶者または扶養親族は、令和6年12月31日（死亡された人は、その死亡日）現在で判断します。
（注2）要介護認定者が、障害者控除を受けられる場合は、介護保険担当窓口で控除対象者認定書の交付を受けてください。
（注3）特別障害者とは、身体障害者手帳1級、2級の人や精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aと判定された人、介護保険において要介護4以上の人。
（注4）同居特別障害者とは、居住者の同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、居住者、居住者の配偶者または居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている人。
（注5）障害者控除は扶養親族が年少扶養親族（0歳～15歳）である場合においても適用されます。
（注6）国外居住親族がいる場合は、扶養控除の対象要件が異なりますので、詳細を町HPでご確認ください。